

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次） 申請受付要項（概要）

【受付期間】 令和3年2月1日（月）から同年3月15日（月）まで

【受付方法】

1 申請書類の提出

申請書類を次の宛先に「郵送」してください。※3月15日（月）当日消印有効
（特定記録郵便など、郵便物の追跡ができる方法で郵送願います。）

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先> 〒930-8501（住所記載不要）

富山県庁 新型コロナウイルス拡大防止協力金（第2次）係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送で受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

2 申請に必要な書類の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・県のホームページからダウンロード
- ・県及び各市町村の所定の窓口
- ・各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口での受け取りは、1月29日（金）以降となります。

当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

【お問合せ先】 ご不明な点は下記のお問合せ先で対応させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、窓口での申請や相談等はありません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）コールセンター

電話番号：076-444-4078 受付時間：午前9時～午後5時

協力金を装った詐欺にご注意ください！

- 県が、協力金の支給のために現金自動預払機（ATM）の操作や手数料の振込みなどをお願いすることはありません。
- ご自宅や職場などに、県をかたる不審な電話・メールがあった場合は、最寄りの警察署にご連絡ください。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）申請受付要項

令和3年1月19日

概要

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の県内の感染拡大を受け、富山県は、令和3年1月13日（水）から、県民や事業者の皆様のご行動を制限する「ステージ2」に移行し、感染拡大防止のため、事業者の皆様にご協力いただき「食事提供施設における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」（以下「時短要請」といいます。）へのご協力をお願いいたしました。

時短要請の対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、県の要請に応じて、要請期間の全ての期間、営業時間の短縮に全面的にご協力いただける事業者の皆様に対して、「富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）」（以下「第2次協力金」といいます。）を支給いたします。（時間短縮に対する補償金として支給するものではありません。）

2 協力金支給額

1店舗あたり 56万円

3 要請期間

令和3年1月18日（月）午後9時～1月31日（日）

4 要請対象地域

富山県内全域

5 要請内容

飲食店営業（食品衛生法）の許可を受けている酒類を提供する店舗（カラオケ店、ライブハウス等を含む）の午後9時から翌午前5時までの営業自粛

申請要件

協力金の申請要件は、対象店舗が次の全ての要件を満たす場合とします。

- 1 対象店舗が、時短要請前から継続して午後9時から翌午前5時までの時間帯に営業を行っている酒類の提供を行う飲食店（接待を伴う飲食店や酒類の提供を行

うカラオケ店やライブハウス等を含む) であること。

※食品衛生法に基づく飲食店営業の許可を受けている店舗のうち酒類の提供を行う店舗であること。

※下記の店舗等は対象外となります。

- ・テイクアウト専門店、スーパーやコンビニエンスストア等のイートインスペース、キッチンカー
- ・ホテルや旅館内において、宿泊者のみに飲食を提供する場合
- ・自動販売機（自動販売機内で調理を行うホットスナック等）

- 2 対象店舗が、業種ごとのガイドラインを遵守していること。
- 3 対象店舗が、令和3年1月18日（月）午後9時から同年1月31日（日）深夜12時までの全ての期間において時短要請（午後9時から翌朝5時までの時間帯の営業自粛）にご協力いただくこと。（終日休業とした場合も含む。）
- 4 対象店舗の営業に必要な許可等を全て取得していること。
- 5 県から、検査、報告、是正のための措置の求めがあった場合には、これに応じること。
- 6 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、富山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。
また、上記の暴力団、暴力団員及び密接関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

なお、このことを確認するために必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。

申請手続き等

1 協力金の申請に必要な書類等の入手方法

次の方法にて、申請に必要な書類等を入手することができます。

- ・県のホームページからダウンロード
- ・県及び各市町村の所定の窓口
- ・各種団体等の窓口

※要項及び申請書の窓口受け取りは、1月29日（金）以降となります。
当該窓口については、改めて県のホームページでご案内いたします。

2 申請書類

申請書チェックリストで規定する申請書類を「**郵送**」してください。

また、必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めたり、確認のためにご連絡す

ることもありますので、申請書提出時に、必ず控えをとり保管ください。

そのほか、書類の不備や確認に時間を要した場合は、支給までに時間を要することがあります。追加資料を提出いただけない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は、不支給決定とする場合があります。

なお、申請書類は返却いたしません。

3 申請方法

申請書類を次の宛先に「**郵送**」してください。

(特定記録郵便など、郵送物の追跡ができる方法で郵送願います。)

令和3年3月15日(月)の当日消印有効です。

なお、申請書類の到達の有無に関するお問合せについては、お答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

<宛先>

〒930-8501 (住所記載不要) 富山県庁 新型コロナ拡大防止協力金(第2次)係 宛

※切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ず記載ください。

※送料は申請事業者側でご負担を願います。

※郵送で受け付けます。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、持参による申請は受け付けておりません。

4 協力金の申請受付期間

令和3年2月1日(月)から同年3月15日(月)まで

5 支給の決定・時期

申請書類を受理した後、その内容を審査し、適正と認められるときは協力金を支給します。3月以降、順次支給します。

6 通知等

- (1) 申請書類の審査の結果、協力金を支給する旨の決定をしたときは、後日、協力金の振込をもって通知と代えさせていただきます。
- (2) 申請書類の審査の結果、協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日、不支給に関する通知を発送いたします。

7 協力金に関する問い合わせ先

協力金の申請等に関するお問い合わせは、次のコールセンターで対応しています。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、窓口での申請や相談等は行っていません。

富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2次)コールセンター

電話番号：076-444-4078 受付時間：午前9時～午後5時

その他

- 1 第2次協力金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、第2次協力金の支給決定を取り消すとともに、期限を定めて返金を指示します。納期日までに返金しなかったときは、申請事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じた延滞金（協力金の額に年 10.95%の割合で計算した額）を支払うことになります。
- 2 第2次協力金支給事務の円滑、確実な実行を図るため、必要に応じて、対象店舗の時短要請への取組に係る実施状況や対象店舗の運営状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。